

議案第 1 4 号

あきる野市体育施設及びあきる野市公民館に係る指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 2 月 2 0 日

提出者 あきる野市長 澤 井 敏 和

提案理由

あきる野市体育施設及びあきる野市公民館に係る指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、提出する。

あきる野市体育施設及びあきる野市公民館に係る指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

公の施設の名称	指定管理者の名称及び所在地	指定の期間
秋川体育館及び中央公民館	あきる野市体育・文化施設運営事業体 東京都中央区日本橋堀留町二丁目 1 番 1 号	平成 3 0 年 4 月 1 日から 平成 3 5 年 3 月 3 1 日まで